

Study about the Influences on Communities from the Coronation Ceremony of the Japanese Emperor (大嘗祭斎田抜穂の儀) in the Latter Part of the Early Modern Period

Taku Yoshioka

要旨

本稿は、文政元年・嘉永元年実施の二つの大嘗祭に関し、同祭祀で用いる稲を収穫する儀式(斎田抜穂の儀)で利用する斎田の選定をめぐる地域社会の動向について、丹波国桑田郡山国郷鳥居村・同国船井郡並河村の二つの村落を事例に検討することを主要な課題としたものである。その際、抜穂の儀に関する動向だけを追うのではなく、祭祀以外の部分での天皇・朝廷と地域社会の関わり方についても考慮しながら分析を行った。

検討の結果、①主基斎田の候補となった鳥居村と並河村は、いずれも当初は斎田選定を拒否しようとしていたこと、②文政期に選定された鳥居村、嘉永期に選定された並河村、そのいずれも選定拒否が認められなくなった際の次の要求として、祭祀に要する負担を禁裏御料(皇室関係所領)で分掌することを願っていたこと、以上の二点があきらかとなった。さらに、以上の結果を踏まえた上で、天皇と民衆の関係を領主—領民という観点から捉え直すことの必要性について主張した。

Key Word : the Coronation Ceremony of the Japanese Emperor / Territory of the Emperor (kinri-Goryo) / Suki-saiden / Torii village / Namikawa village

- 金を支払ったのかどうかは記載がないため不明である。
- 41 文政期大嘗祭拔穂の儀の準備過程については不明な部分が多いが、嘉永期については「孝明天皇即位 主基田実行録」にその詳細な記載がある。
- 42 「山国神社文書」一一五五。
- 43 拙書『十九世紀民衆の歴史意識・由緒と天皇』（校倉書房、二〇一一年）、上田長生『幕末維新期の陵墓と社会』（思文閣出版、二〇一二年）ほか。
- 44 『京都府北桑田郡誌』（北桑田郡、一九二三年）六三二～六七七頁。拙稿「近現代における山国隊像の変遷」（坂田聡編『禁裏領山国荘』高志書院、二〇〇九年、所収）。
- 45 作詞能勢朝次・作曲近藤義次。なお、この校歌は山国小学校（戦後に協一尋常高等小学校から名称変更）が隣接区の黒田小学校と合併し、京北第二小学校となる直前の平成一九年（二〇〇七）三月まで校歌として使用された。前掲拙共著『民衆と天皇』第九章。

※本稿は坂田聡氏を研究代表者とした科学研究費助成金（基盤B・研究課題番号：24320130）、筆者を研究代表者とする科学研究費助成金（若手B・研究課題番号：15K16835）、筆者を研究代表者とするとうきゅう環境財団研究助成金（学術研究・研究課題番号第2015-08号）による研究成果の一部である。

「並河陽家文書」の利用にあたっては、亀岡市文化資料館に便宜を図っていただいた。記して感謝申し上げます。

- 可能性は否定できない)。
- 26 以上、前掲『大嘗会史料 鈴鹿家文書』一五〇～一五六頁。史料番号三二、三四。
- 27 吾八郎が当主である鳥居家は、名主(みようしゅ)と呼ばれる中世以来この地域で支配的地位を築いてきた集団に属する家であり、京都代官所による帯刀人改めにも代々帯刀人として登録されていた。彼が帯刀麻袴姿になれたのは、以上の理由による。なお、同参した神職達の家もすべて名主家である。
- 28 前掲『大嘗会史料 鈴鹿家文書』一五一～一五四頁。史料番号三二。ただし、主基斎田に入った住民の人数については「辻健家文書」一六一。
- 29 前掲『大嘗会史料 鈴鹿家文書』一五三頁。史料番号三二。
- 30 「鳥居等家文書」一一二五。
- 31 「鳥居等家文書」一一二六。
- 32 「大嘗会調進物御供田一条先矩書抜類」。
- 33 なお、「山国神社文書」の写真データの閲覧を希望される場合は、山国荘調査団までご連絡いただきたい。
- 34 なお、本史料は『新修亀岡市史』資料編第二巻(亀岡市、二〇〇二年)八〇三～八〇八頁に部分翻刻されている。
- 35 「山国神社文書」一五五。
- 36 草野正裕「近世後期における京都金相場の変動」(『国民経済雑誌』二〇七一、二〇一三年)。
- 37 「辻健家文書」一六一三。
- 38 「辻健家文書」一六一三。
- 39 「辻健家文書」一〇一九。なお、「孝明天皇即位 主基田実行録」には見舞金受領の請書の写が掲載されている。
- 40 「孝明天皇即位 主基田実行録」の記載によれば、山国七ヶ村以外の村々との交渉は不調だったようで、今後については「前々右村々御役所江御召出シ之儀願上候而、見舞金式拾両か山国並か之見舞請候様相談致シ候而、其上一統連印ニ而請書差上候様取計可致」と記している。なお、丹波国内の皇室関係領としてはこのほかに桑田郡の土田村(除御料)があるが、同村が見舞

- 17 「利田家文書」【京都府立総合資料館所蔵、館古〇六七】甲一七、甲二五。
- 18 ただし、筆者は山国隊の出兵についても、「勤王」「尊王」觀念の発露であるという理解には立たない。この点については、前掲拙著『民衆と天皇』第七章を参照のこと。
- 19 なお、「鳥居等家文書」の写真データの閲覧を希望される場合は、山国荘調査団までご連絡いただきたい。
- 20 「大嘗会調進物御供田一条先矩書抜類」（河原林成史家文書）二四。なお、「河原林成史家文書」の写真データの閲覧を希望される場合は、山国荘調査団までご連絡いただきたい）によれば、元文期大嘗祭の齋田選定打診は元文三年七月十五日、内見が九月四日、拔穂の儀実施が九月二二日のことであった。選定打診の時期が文政期・嘉永期大嘗祭に比べかなり遅いことが注目される。なお、同文書によれば、拔穂の儀では山国七ヶ村に私領の五ヶ村を加えた山国郷全体から計一五〇人が拔穂・刈稲に参加したという。禁裏御料以外の村々の参加があったことも注目に値しよう。
- 21 なお、この点について前掲拙著では吾八郎らが四月三日に代官所を訪れたと記載しているが、これは誤りである。記して訂正したい。
- 22 鳥越憲三郎ほか編著『大嘗会史料 鈴鹿家文書』（柏書房、一九九〇年）一三四～一三五頁参照。
- 23 ただし、前掲『大嘗会史料 鈴鹿家文書』所収の史料では、田地の広さは「三十一間四方」と記されている（一五〇～一五四頁。史料番号三二、三三）。史料の性格上、こちらの記述の方が正しいようにも思うが、とりあえず本稿では「鳥居等家文書」の記述に従って話を進めていきたい。
- 24 「辻健家文書」一六一。
- 25 この点、筆者は前掲拙著『民衆と天皇』の中で、「御料一統」を山国七ヶ村を指す言葉と解して本史料の意識を掲載していたが、同じ傍線部中に「七ヶ村ト申ても皆困窮之村々ニて候得者」という表現がある以上、「御料一統」を山国七ヶ村と解することはできない。ここに記して訂正したい。なお、山国七ヶ村と関わりの深い増御料の村々のことを指すのではないかとの意見もあるであろうが、これについても同じ傍線部の中に「増御料」の「増」が抹消されている部分があるので、ここでは本御料・新御料・増御料の禁裏御料全体を指す言葉と解するべきであろう（ただし、次章で触れる除御料や元准后御料が含まれている

- 1 岡田莊司『大嘗の祭り』（学生社、一九九〇年）第四章「神今食と新嘗祭・大嘗祭」参照。
- 2 同『近代天皇制の文化史的研究』（校倉書房、一九九七年）所収。初出は『日本史研究』三七二、一九九三年。
- 3 坂田聡・吉岡拓『民衆と天皇』（高志書院、二〇一四年）。吉岡は、第五章、第九章、終章を執筆した。
- 4 除御料とは、上皇や皇太后などの所領になるべきところで、それらの人物が存在しない場合に暫定的にそれらの地域に付される呼称である。この点については、奥田晴樹「幕末の禁裏御料と山城一國増猷問題」（『立正大学文学部論叢』一三四、二〇一二年）参照のこと。
- 5 拙稿「近世後期地域社会における天皇・朝廷権威―丹波国桑田郡山国郷禁裏御料七ヶ村の鮎献上（網役）を事例に―」（『恵泉女学園大学紀要』第二八号、二〇一六年）。
- 6 「辻健家文書」一六一―。なお、「辻健家文書」の写真データの閲覧を希望される場合は、山国荘調査団 (<http://yamaguni.blogspot.jp/>) まいにじ連絡ください。
- 7 「辻健家文書」一六一―。
- 8 「萬記録書」（『辻健家文書』一六一―三）。
- 9 前掲拙稿「近世後期地域社会における天皇・朝廷権威」。
- 10 阪本是丸「近世の新嘗祭とその転換」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四号、一九九一年）。
- 11 「辻健家文書」一六一―。
- 12 阪本氏前掲「近世の新嘗祭とその転換」。
- 13 前掲拙稿「近世後期地域社会における天皇・朝廷権威」。
- 14 『本朝皇胤紹運録』（『群書類従』第五輯、続群書類従完成会、一九三二年、所収）参照。
- 15 「辻健家文書」一六一―。
- 16 「辻健家文書」一六一―。

でどのように認識されるのかについて、簡単に触れておきたい。

近代に入り、七ヶ村が属した桑田郡は北桑田郡と南桑田郡の二郡に分離した。鳥居村・辻村・下村・塔村・中江村・比賀江村・井戸村・小塩村・大野村・初川村の十ヶ村が明治二二年に合併し誕生した山国村は北桑田郡の所屬となつたが、その北桑田郡の郡誌として大正十二年（一九二三）三月に刊行された『京都府北桑田郡誌』には、「本郡と公家との関係」なる章が設けられる。鳥居村の主基齋田選定の歴史は、用木調進や鮎献上の歴史と共に、地域と皇室との縁の深さを示す事例としてこの章の中で記述された⁴⁴。山国村の内部でも、昭和七年（一九三二）に創立六〇年を記念して作られた山国協一尋常高等小学校の校歌の歌詞に「遠き御代よりつぎつぎて 雲井の御所に縁深く御柚の民や主基の御田 又はかしこき御軍の 御さきとなりてつかへつる 歴史榮ある我里よ」⁴⁵と歌われるなど、齋田選定の歴史は住民達の郷土意識の中に深く刻み込まれてゆくこととなる。

並河村ではどうだったであろうか。本稿で参照した「孝明天皇即位 主基田実行録」の末尾の部分には、他の箇所とは別筆で次のような一文が記載されている。

大正三年今上天皇嘉仁殿下ノ即位式執行ニ当リ旧記書類ヲ徴シ参考ニ供セラル、ニ当リ、本書及ヒ他ノ関係書類ヲ京都府庁ニ提出シタリ、依テ茲ニ其所以テ附記ス

大正天皇即位式（史料には即位式としか記載されていないが、大正天皇の大嘗祭は即位式の四日後に実施されているので、大嘗祭を含む表現と見て差支えないであろう）に際し、大嘗祭関係の文書を京都府に提出したのだという。「孝明天皇即位 主基田実行録」を提出するということは、齋田選定を拒否しようとしたという事実が公にされる可能性が出てくることにほかならないが、そうした点が気にされていた様子はない。齋田選定に至るまでの経緯よりも、選定されたという事実そのものが重要視されたのであろう。

天皇の政治的・社会的な地位の絶対性が自明のものとなった近代日本社会の中で、齋田選定をめぐる往時の葛藤は忘却され、選定の事実のみが地域の誉れとして語り継がれていくのである。

ことは、誠に興味深い。負担が不均衡であることを疑問視する発想は、最終的に皇室関係領同士共同で天皇・朝廷の要求に対処していこうという動きへと昇華したのである。そこには、毎年の年頭・八朔献上への対処法との類似性を看取できよう。

おわりに

以上、本稿では文政期・嘉永期二つの大嘗祭での鳥居村への主基齋田選定打診に対し、山国七ヶ村の住民達がどのように対応したのかについて、抜穂の儀以外の部分での七ヶ村と天皇・朝廷との関係性の実態や、嘉永期大嘗祭時に鳥居村と同じく打診を受けた並河村の動向を含めて検討してきた。

ここで改めて確認しておきたいのは、山国七ヶ村が年頭・八朔献上については他の増御料の村々と、大嘗祭抜穂の儀については並河村をはじめとする丹波国内の皇室関係領の村々と連携して、朝廷側からの要求に対処しようとしていた、という事実についてである。それは、一領主である天皇の要求に対し、負担―役と言い換えてもよいであろうの均衡・平等化を図ろうとした民衆達の叡知であったと見るべきである。近世天皇と民衆の関係性、あるいは、近世天皇の社会的機能について分析した従来の研究⁴³では、天皇という存在の特異性を意識するあまり、この「一領主としての天皇」という側面が意識されることはほとんどなかった、といっている。本稿であきらかにした、山国七ヶ村や並河村は大嘗祭抜穂の儀への奉仕を拒否したという事実は、のちの時代における天皇の地位の飛躍的上昇を念頭に置いてみるならば極めて衝撃的な事実に映るであろうが、同時代的観点から見れば、それは国役・助郷役などの臨時役への負担を経済的困窮や役の二重負担を理由に回避しようとする、藩領・幕領を問わず全国で広く一般的に見られた民衆の姿と、何ら異なることはない。役負担という観点から天皇・民衆の領主―領民関係を検討することが、近世民衆の天皇認識をめぐる議論を深化させていく上で今後重要となってくると考える。

最後に、山国七ヶ村と並河村が大嘗祭主基齋田を務めたことが、近代以降、彼らの子孫を含めた地域の住民達の間

の皇室関係領の村々にもこの点について掛け合い、最終的には船井郡に所在する野条村・池上村・日置村・観音寺村（以上、元准后御料）、水所村・佐切村・越方村（以上、元御除料）の七ヶ村と桑田郡の千ヶ畑村（元御除料）から合同で金十両が渡された。他の村々からの見舞金支払いに関する交渉は容易なものではなかったようであるが⁴⁰、これらの村々が不満を持ちつつも最終的には支払いに応じたのは、皇室関係領ごとの負担を均衡化させようという並河村・山国七ヶ村側の主張に一定の妥当性を看取したからであろう。

4、祭祀執行

こうして、嘉永期大嘗祭の主基齋田は並河村に設置されるといふ形で落着いた。以後、並河村では祭祀の準備が着々と進められ、九月六日～八日に内見の儀、同二二日～二五日に拔穂の儀が滞りなく実施された⁴¹。

これに関連して指摘しておきたいのは、祭祀の準備に当たっては山国七ヶ村から並河村へ「御供田之作方、造用人高仕方」⁴²を記した文書が渡され、さらに二二日～二五日の拔穂の儀の際には鳥居村庄屋彦六と塔村庄屋定助が並河村に出張していた、という事実である。先に引用した四月八日付の願書にも記されていたように、並河村が直近で齋田選定を受けたのは寛延年間のことであり、御用のための準備や祭祀の作法が誰にも継承されていなかった。文書の譲渡や村役人の派遣は、並河村住民達をサポートするためになされたものであるとみて間違いなさであろう。

*

以上、嘉永期大嘗祭の齋田選定に関する動向について見てきた。①主基齋田の候補となった鳥居村と並河村のいずれもが齋田選定を拒否しようとしていたこと、②選定された並河村は丹波国内に所在する皇室関係領の村々全体にその負担を割り付けてくれるよう願ったこと、③その願い出自体は聞き届けられなかったが、それらの村落からは見舞金が支払われ、また山国七ヶ村からは拔穂の儀実施の時期に村役人が派遣されるなど、丹波国内に所在する皇室関係領の村々の間で一定の協力関係が構築されたこと、以上の諸点があきらかとなった。

主基齋田に選定された場合の取り決めが、嘉永期大嘗祭の段階で丹波国内の皇室関係領の村々の間で結ばれていた

から長い年月が経っているため作法を心得ている者がいないこと、以上の二つの理由と、両者が共に「同御支配」¹¹ 皇室関係の所領であることから、今後「抜穂御用」を仰せつけられた際は両村共同で御用を務めていきたい旨を京都代官所に願っている。

こうして両村の間で妥協が図られたが、共同の具体的方法についてはこの時点では何も決まっていない。願書を提出した後、齋田を並河村に選定する旨が通達された。山国七ヶ村側からすれば、思惑通りの結果になったといえよう。

3、見舞金の支払い

しかし、並河村もこの通達をそのまま受け入れるつもりはなかった。同村は京都代官所に対し、「同郡組御所御料村々江高割二而御請被下候様並河村々相頼申候」³⁸、すなわち同じ桑田郡内に所在する皇室関係領の村々で費用を高割にして御用を務めたい旨を願いだしたのである。ここでは「同郡」と記されているが、船井郡である並河村が桑田郡である山国七ヶ村と前項で引用した願書を提出した後の願いだるので、想定されていたのは丹波国内全体の皇室関係領の村々であったと見るべきであろう。既に本稿では、鳥居村が文政期大嘗祭の齋田選定打診に関する京都代官所との協議の中で、抜穂の儀に要する費用を「御料一統」に割り付けてほしい、との主張をしていた事実を確認している。両者の主張には、禁裏御料全体と丹波国内の皇室関係領という範囲の違いこそあるものの、負担を分掌するべきだという共通した主張が展開されたことの意味は重要であろう。皇室関係領ごとの負担が不均衡であることを疑問視し、その是正を求めようとする発想が広く共有されていたのである。

しかし、このやり方では齋田選定は卜定により選ばれた地域が担うという原則が空洞化すると考えられたためである。しかし、このやり方では齋田選定は卜定により選ばれた地域が担うという原則が空洞化すると考えられたためである。そうか、代官所はこの願いだを認めなかった。そこで、並河村と山国七ヶ村では相談の上、今回は選定を受けなかった鳥居村（山国七ヶ村）の側が並河村に対し「見舞金」として金十五両を贈り、以後の大嘗祭で両村のいずれかが選ばれた際には、選ばれなかった村から二十両を進呈する、との取り決めを結んだ。抜穂の儀に関わるすべての御用が終了したのちの嘉永元年十二月、この十五両が山国七ヶ村から並河村へ支払われた³⁹。さらに、両村は丹波国内の他

に一定の理解を示しつつも、「何分大切之御供田故御料ニ而相勤候儀宜敷候間、造用持合ニ而茂鳥居村か並河村ニ而相勤候様被仰付候」と、齋田は「御料」が務めた方が良いので費用を持ち合わせてでも鳥居村か並河村で務めるよう指示してきたという³⁷。朝廷内での認識については不明であるが、少なくとも京都代官所は、齋田は禁裏御料や皇室関係領の中から選定されるべきものと考えていた様子が窺える。

両村代表はひとまず代官所を退き、協議の上で次の願書を提出した。

乍恐口上書

一、此度（平出）大嘗会ニ付拔穂御用先格之趣を以御調被成下候処、鳥居村者文政度も御用被仰付、並河村者先年相勤候趣申伝へも有之候ニ付、御取調被成候処鳥居村之儀者去ル午年洪水ニ而御田地之姿も相替御用相勤候御場所も当時無御座、並河村之儀者御用無御差支御場所も有之候得共、いつれにも右御用之儀者御大切之儀ニ付、並河村ニおいて者年曆久敷相成候ニ付申伝而已ニ而相心得候者も無之、依之両村申合右御用相勤申度同御支配之儀ニも御座候間、此後右等之御用被（闕）仰付候節者都而申合無御差支相勤申度奉存候ニ付、此段連印を以奉申上候、此段御聞濟被成下候様奉願上候、以上

丹州桑田郡並河村

嘉永元申年四月八日

庄屋勘右衛門

同 孫十郎

年寄 与十郎

小堀勝太郎様

御役所

鳥居村

庄屋 彦六

鳥居村は文政期大嘗祭の主基齋田として用いた田地が洪水によりなくなってしまったこと、並河村は寛延期大嘗祭

入用相掛り難渋仕候趣兼而申伝へ承居、右御用相勤候後年数も相立候義ニ而只今ニ而者其節之振合相弁候者も無之、且村方近来追々及困窮旁ニ付、恐多奉存候得共此度之儀者御用赦御願申上呉候様ニ一同申之罷在候間、乍恐此段奉申上候、何卒御憐察御勘弁被下置候様奉願上候、以上

嘉永元年申四月五日

庄屋 勘右衛門

同 孫十郎

年寄 与十郎

同 甚兵衛

百姓代 嘉右衛門

小堀勝太郎様

御役所

並河村も、齋田選定を拒否しようとしたのである。その理由として文書中で主張されているのは、①拔穂の儀には膨大な支出を要し、祭祀実施後は非常に難渋したとの言い伝えがあること、②寛延期大嘗祭から月日が経っているため、準備や儀式の作法がわからなくなってしまうこと、③村が近年非常に困窮していること、以上三点であった。塔村の定助に尋ねていたのが拔穂の儀に要した支出であったことを踏まえて考えるならば、この中でより切実な問題として認識されていたのは、①と③であると見てよいだろう。

2、並河村への決定

かくして、嘉永期大嘗祭は主基齋田の候補となった鳥居村・並河村の二つの村落がともに選定を拒否するという事態となった。これを受けて京都代官所は、両村の庄屋を呼びつけ、双方立ち会いの下で問題の解決を図った。

「萬記録書」の記載によれば、代官所役人は「造用等多分相掛り候義迷惑ト申立候も尤もニ候得共」と両村の主張

の真偽については、現状では不明とせざるを得ない。

一方、鳥居村と同じ頃、並河村にも齋田選定の打診があった。四月一日、宗門改のため上京した並河村の寺役を務める庄兵衛は、その際に京都代官所の役人から拔穂の儀に関する村の記録を調べて差し出すよう命じられた。並河村は貞享四年（靈元天皇↓東山天皇）、寛延元年（一七四八。桜町天皇↓桃園天皇）の二度にわたり主基齋田の選定を受けているので、京都代官所はその時の状況を確認しなかったものと思われる。

庄兵衛が役人からの命令を村に伝えようとしたところ、出京中の塔村の庄屋定助に出会ったため、彼に文政期大嘗祭拔穂の儀に要した支出について尋ねたという。定助を含めた七ヶ村の庄屋達が齋田選定打診に対する対応を協議しようとしていた正にその時に、他の齋田候補である並河村の庄兵衛が定助に接触してきたのである。

定助によれば、要した支出はおよそ「百金」＝百両とのことであった。この時期の京都の金相場を草野正裕氏の研究³⁶を参考に金一両＝銀六三匁程度と仮定すると、金百両は六三〇〇匁＝六貫三〇〇匁となり、先述した文政期拔穂の儀での山国七ヶ村の支出よりもかなり高くなる。ただ、偶然出会った際に出された数字と帳面との誤差をあまり気にする必要はないであろう。大事なのは、庄兵衛が齋田に選定された際に要する支出は膨大なものであると、ここで認識したことである。庄兵衛はこの定助から聞いた話も村に伝え、判断を委ねた。村方では京都代官所の指示に従い記録類を調査したもののほとんど残っておらず、見い出せたのは寛延期大嘗祭において詠まれた稲舂歌の掛軸だけであった。村方から与十郎という者が上京し、その写を代官所に提出した。すると、代官所からは齋田選定の請書を差し出すよう命じられた。正式決定の前に請書を提出させるやり方は、文政期大嘗祭における鳥居村への指示と共通している。

この京都代官所の指示に対し並河村は、請書とともに次の文書を提出した。

乍恐口上書

- 一、当申年大嘗会拔穂御用ニ付私共被召出御尋之趣別紙（請書のこと・吉岡注）を以御答奉申上候、尤往古当村
- 二而右御用相勤候儀有之御大切之御用ニ而百姓共甚以心配仕申上候義ニ而者無之候得共、右ニ付而者夥敷諸

三、嘉永元年大嘗祭と山国七ヶ村・並河村

弘化三年（一八四六）一月、仁孝天皇が崩御し、翌二月に統仁親王が踐祚（孝明天皇）した。この孝明天皇の大嘗祭が、嘉永元年（一八四七）に実施される。鳥居村はこの嘉永期大嘗祭でも再び主基斎田の候補となるものの、最終的には船井郡並河村が選定される。その顛末は、果たしていかなるものであったのか。以下に検討していこう。なお、本章の内容は、特に注記がない限り山国郷の動向については「大嘗会御供田鳥居村江被仰付田地仕拵入用銀高積書上ヶ被仰付下帳写覚帳」（山国神社文書 一―五五）³³、並河村については「孝明天皇即位 主基田実行録」（並河陽家文書）【亀岡市文化資料館寄託】 B―1―11³⁴に依拠している。

1. 発端

鳥居村に主基斎田選定打診の差紙と請書の案文が京都代官所より届いたのは、嘉永元年四月一日のことであった。亀山―京へ出張中の庄屋彦六に代わり差紙を受け取った七兵衛は、翌二日、直ちに彦六を追って上京する³⁵。たまたま京に出ていた塔村の吉右衛門が宿泊する旅館「万治」に行き彦六の到着を待っていたところ、塔村の庄屋・定助を皮切りに、山国七ヶ村の庄屋達が宗門改のため続々と万治にやってきた。彦六も夕方には到着し、この件について七ヶ村庄屋で話し合った結果、今回は断るといふ結論に至った。先に見た文政期大嘗祭時に要した支出は夥しく、山や森を売ってその費用を捻出することになってしまったこと、文政期大嘗祭で主基斎田となった田地に出水で土砂が流れ入ってしまったことが、その理由であった。

しかし、七ヶ村には、文政期大嘗祭の際にも斎田選定を一旦は拒否しながら最終的には受けざるを得なくなってしまうという、苦い経験がある。そこで七ヶ村は、右の点のほか「文政期大嘗祭の際は並河村へも打診があったものの、同村が断ったために七ヶ村が引き受けることになったため、今回は鳥居村ではなく並河村を選定してほしい」との主張を行うことで、斎田選定を回避しようとした。なお、この文政期大嘗祭でも並河村が候補に挙がったという話

に勤仕し、さらに稲実・禰宜による祈祷が行われたのち、稲実らに続いて山国七ヶ村の住民男女合わせて二七〇人が齋田に入り、拔穂・刈稲を行った²⁸。稲は、拔穂分は神部肆人が受け取り目籠に納め²⁹、刈稲分は山国神社の社殿に運び入れたのち、籾をこなした上で三石三斗を白木の長持に納めた。

6. 諸費用

こうして、文政期大嘗祭の拔穂の儀は終了した。祭祀後の十一月に作成された「御拔穂二付諸事買物宿二控へ物並飛脚賃錢上京夫代勘定帳」と題する文書³⁰によれば、拔穂の儀に関連する山国七ヶ村の支出は、四月十日から祭祀が終了したのちの九月二十七日までの間で三貫七七一匁八分二厘五毛にも及び、ここから人足に対する手当や木材や筵、箕などを売ること得た収入を差し引いても、二貫四一四匁三分二厘五毛の支出となるという。

この支出を補うため、七ヶ村の総高のうち九四石五斗三升五合分を同年の貢租から免除してくれることを願う文書が、文政二年（一八一九）十月に七ヶ村惣代から京都代官所へ提出されている³¹。元文期大嘗祭の先例を踏まえての願い出であるが³²、これが聞き届けられたのかどうかは定かではない。

*

以上、文政期大嘗祭に関し、鳥居村に主基齋田選定の打診があつた四月十日から、祭祀が無事終了する九月末までの過程を追ってきた。鳥居村が打診を当初は拒否し、拒否が難しいと判断したのちは禁裏御料全体からの支出を願っていたという事実は、鳥居村、そして山国七ヶ村が大嘗祭に携わるのに一貫して消極的であつたことを示しているといえよう。その理由として本章での検討の中から指摘できるのは、膨大な支出、そして行列の出迎えや祭祀自体への奉仕といった肉体的負担である。

共ニ相談シ万萬差支無之様可致候□^註之段其方迄申上置間、弥御治定差紙鳥居村参候ハ、早足七ヶ村へ廻文以相報可申旨申渡置ニ依右鳥居村へ参会シ委細相談可仕候ト御申被成候故、今日何れ茂へ御披勞申也（以下略）

右の史料から、吾八郎らが九月十日の差紙到来後に上京した際、代官所役人に対し齋田選定拒否の意志を伝えると共に、受諾する場合の条件についても発言していたことがわかる。傍線部にある、拔穂の儀にかかる費用を「御料一統」に割り付け、鳥居村一村だけの負担にならないようにしてほしい、というのがそれである²⁵。吾八郎らは、齋田選定を断ることができなかった場合の代案として、それに関わる支出を禁裏御料全体で賄うというプランを考えていたのである。

しかし、この代案もまた受け入れられず、代官所役人の佐藤からは、山国七ヶ村に私領を加えた山国郷全体で鳥居村を支えることを提案されたという。吾八郎が正式決定の文書到着後直ちに七ヶ村に廻文を出したのはこの佐藤の意見を踏まえたものである、と草木は説明している。

5. 祭祀執行

以後、祭祀への準備がどのように進められていったのかは史料の関係で詳らかにできないが、九月七日～八日には拔穂の儀で稲実卜部を務める吉田良行、それに御添使として吉田家の山田以文が齋田の内見に訪れた。そして、同二日、いよいよ拔穂の儀実施のため右の吉田のほか、禰宜卜部を務める吉田神社社家の鈴鹿連胤らが拔穂使として山国郷に來訪する²⁶。この二度わたる來訪時、山国郷からは神職の横田将監（下村）、野尻上総（大野村）、新井左近（比賀江村）、菅原筑後（黒田宮村）の四名に吾八郎を加えた五名が帯刀麻裃姿²⁷で茶吞峠（現京都府京都市右京区京北下町／北区大森牛ヶ滝）にて、山国七ヶ村に私領五ヶ村（下・辻・中江・比賀江・大野の五ヶ村）を加えた山国郷内十二ヶ村の庄屋と名主（みょうしゅ）層惣代が下村の稲荷神社奥にて行列を出迎えた。禁裏御料だけでなく、私領を含めた山国郷全体で拔穂の儀の使者を迎えたのである。

二二日、拔穂の儀が実施される。茶吞峠で行列を出迎えた横田、野尻、新井、菅河の四名は神部肆人として吉田ら

三寸四寸六寸位違にて五、六ヶ所二ても不苦候得者随分御座候」と答えた。役人達がその土地の字名を尋ねてきたので、「市なし」という字名と、同地に不浄な物は一切ない旨を伝えた。役人達は大いに喜び、その場所の三三間四方に縄を張り、実見の時までそのまましておくこと、念のため三右衛門の田地についても同様に稲を植えておくべきこと、以上二点の指示があった。吾八郎は直ちに帰路につき、その日は杉坂村に宿泊。翌三日四ツ半時に帰村すると、「市なし」の所持者である文蔵のほか、実見で「市なし」に問題が出た場合のことを考えたのであろう、三三間四方ある他の四ヶ所の田地の所持者にも縄張りをしておくよう伝えた。

それから数日後、「先達而相糺候大嘗会拔穂其村方ニ御治定被仰出候」ことを伝える差紙が到来する。こうして、紆余曲折を経ながらも、主基齋田は鳥居村に正式決定したのである。なお、この差紙にも「追而可戻」と明記されていた。

4. 山国七ヶ村での協議

正式決定の差紙が届いたのを受け、吾八郎は至急の相談がしたい旨を禁裏御料の他の六ヶ村に伝達した。

八日、吾八郎宅に六ヶ村の代表者計八名（塔村二名、下黒田村一名、宮村一名、井戸村一名、小塩村一名、上黒田村二名）が集結した。その冒頭、塔村代表の一人である草木敬介が、集会の主旨について以下のような説明を行った。

扱今日ハ大嘗会ニ付何れ茂出席之段遠方御苦勞千萬、私共先達而宗文改之節御役者佐藤殿分御申被成渡候趣御披勞仕候へハ、則佐藤私へ被仰候ニハ此度鳥居村へ大嘗会御付御用被仰付候処、鳥居村庄屋申上ニハ何分当村之義者近年困窮任仕候所ニて候得者何卒外方へ可被聞仰ト申上一向被合不申候得共此義当役所之取計ニて者無之御所様分御差図故是非共御受可申旨急度申渡候得者、然者先年御所役様木津村ニて出水ニ付御徒宿被成候節ニも増御料一統へ御入用割相懸り候義も有之候得者、衛卒此度之義者格別之御事也、七ヶ村ト申ても皆困窮之村々ニて候得者、何卒御料一統へ御割ニ付被成被下候而当村之惑ニ相成不申候様御取斗被下候ハ、御勤申上候ハント申上候、依而其方迄鳥渡申置也、何れ此度者鳥居村ニ御治定ト相見へ候故、若鳥居村相決候得者七ヶ村ハ不及申私料

であったことを文書にして提出したところ、明朝また出頭するよう指示された。

翌晦日正五ツ時、吾八郎は再び高田宅に出頭し、本日中には帰村したい旨を伝えたと、高田からは今から吉田家へ行き実見の日程について相談してくるので、帰村はせず待機しているよう指示された。後七ツ半時に呼び出しがあり高田宅に赴いたところ、高田からは「右見分定り者今二相知不申、吉田分御所へ御出有而吉日御撰被成、其上又御圖にて弥近江にてハ何村、丹波者何村と御定メ、其上にて御見分日限も御定被成候由」と伝えられた。その上で、決定次第飛脚を送るのでとりあえず今回は帰村すること、田地の田植えについては勝手次第であること、以上の二点を指示された。帰路についた吾八郎は、五月一日正九ツ時に帰宅し、以上の状況を役人中へ伝えた。

齋田が鳥居村におおよそ決定していることは、二九日段階で吉田家より京都代官所役人を介し吾八郎らに伝えていた。にもかかわらず、選定に関連する朝廷内の諸儀式をすべて終えるまでは正式決定には至らず、そのことにより生じる鳥居村住民達の困難は、吾八郎の訴えにもかかわらず棚上げにされたのである。

3. 正式決定

帰村した吾八郎は、三右衛門の田地の実測を行った。ここで重大な問題が生じる。実測の結果、田地が三三間四方には足りないことが判明したのである。翌二日早朝、吾八郎は再び上京し、高田吉左衛門に絵図を示しながら右の事実を伝えた。高田はひどく当惑した様子を見せ、しばし待つよう伝える。七ツ時、呼び出しを受けたので出頭すると、高田のほか佐藤丹右衛門、鷹屋佐左衛門、中村太郎右衛門の三名が待っていた。

彼らが言うには、「本日いよいよ主基齋田が鳥居村に正式決定となるはずであったところ、今更候補田地が三三間四方に足りないと言われ、代官所としても大いに当惑している。その方らの狂言ではないかとも疑ったが、絵図を見る限りそうではないようである。山や畑を掘り広げてでも三三間四方なくては困る。代替となる土地は村内にないのか」ということであった。

これに対し吾八郎は、「三拾三間四方有之場所所有之候得共、以前之処にてハ無之、且又壺卜竿にてモ無之候得共、

を書き記した後、

右之通式通共段々御治退御断申上候得共、御聞濟無之無_レ抛差上申候との一文を載せていることからあきらかである。なお、吾八郎らはこの代官所役人達の対談の際、齋田を引き受ける場合の条件についても言及していたようであるが、その点については後述する。

2. 正式決定の遅延

先に引用した史料にも記載されていたように、齋田の条件は四方が三三間ある田地、というものである²³。別の史料によれば、この三三間は平地続きの場所、溝や道などで切れてはならないという²⁴。元文期大嘗祭の際に齋田として選定された田地は、この時は三右衛門という者が名請していた。

二五日、その三右衛門が、齋田選定はいつ決まるのか、吾八郎に尋ねてきた。田に肥えを入れなければならない時期であり、選ばれないのであれば早くその作業を行いたい、というのが彼の主張である。村役人達で話し合い、田植えの時期も迫っているので上京し照会しようということになった。

二八日、吾八郎が上京、翌二九日四ツ時に京都代官所を訪問したところ、担当である高田吉左衛門が不在であったため、直接高田宅を訪ねた。高田が言うには、大嘗祭は京都代官所が直接管轄しているのではなく、まず朝廷から幕府へ伝達があり、その幕府から代官所へ下知があつてはじめて対応するものなので審議状況は自分にはよくわからないこと、祭祀を指揮する吉田家の者達に状況を確認するのしばらく待っているように指示された。

八ツ半時に呼び出しを受け再び高田宅へ赴くと、齋田は「八分方」鳥居村に決定のようである、とのことであった。その上で、高田から田植えはいつ頃からはじめるのかを尋ねられたため、吾八郎は五月四日頃にははじめたいこと、齋田の実見は五月二二、二三日頃が適当であることを伝え、その場を退いた。

七ツ時、再び呼び出しを受け高田宅へ出頭すると、元文期大嘗祭に齋田選定を受けた際の下賜物について照会があった。米五石五斗（村中人数二七五人へ）、銀五枚（同）、米一石六斗五升（粃三石三斗代）、金二百疋（神主へ）

文化十五年

戊寅四月十日

桑田郡

鳥居村庄屋 吾八郎

年寄中へ

小堀中務役所

鳥居村は、再々興された元文期大嘗祭において主基斎田に選定されていた²⁰。京都代官所は、その先例に基づき、三三間四方の田地の有無を尋ねてきたのである。請書の書式まで指示しているのは、京都代官所が鳥居村側の受諾を前提にこの差紙を送っているからであろう。また、差紙の返却を指示していることも注目される。悠紀・主基両斎田は、形式的には四月二十四日の国郡卜定の儀式を経て定められることになっていたのであるから、このように内々の打診を行っているという事実は秘匿されなければならないものだったのである²¹。

吾八郎と年寄の栄助が宗門改のため十三日五ツ時に他の六ヶ村の者達と共に京都代官所を訪れたところ²¹、兩人だけが大嘗祭のことで別に呼び出しを受けた。対応した役人は佐藤丹右衛門と高田吉左衛門の二人で、請書を持ってきたかどうかを尋ねられた。これに対し吾八郎は、「先年相勤候田地ハ御座候得共、此度之義ハ何卒御用捨可被下候様御願申上候」、つまり、主基斎田は引き受けがたい旨を伝えた。

しかし、役人達も引き下がらない。佐藤からは、本年は丹波・近江の両国が吉方であり、特に丹波国は「御圃」にも当たったので、水上郡の神田村と鳥居村が候補となっており、神田村は直近の天明期大嘗祭の際の主基斎田に選定されているので、今回はまず鳥居村になるであろうと心得ておくこと、以上の二点が伝えられた。丹波が吉方で圃にも当たったということであるが、近世大嘗祭の悠紀・主基国はこの文政期大嘗祭に限らずすべて近江・丹波の両国から選ばれているので²²、この主張は割り引いて考える必要がある。

吾八郎らはなおも抵抗を試みたが聞き入れてはもらえず、最終的には十日の差紙に付されていた通りの書式での請書と、斎田候補の田地には不浄なものを一切入れないことに関する請書の二通を提出せざるを得なかった。それが彼らの望んだ結果ではなかったことは、「文化十五年 御大嘗会拔穂就御用 御差紙控並御願書之写」で二通目の請書

著名であることから、前近代においてもその出兵の歴史と同様、この地域に固有の天皇との強固なつながりを有していた、と考えられがちである¹⁸。しかし、ここまでの検討から判断する限り、そのつながりとは決してこの地域に固有のものでなく、禁裏御料の村々ではごく一般的に見られた領主―領民関係であったと見るべきであろう。

二、文政元年大嘗祭と山国七ヶ村

文化十四年（一八一七）三月、在位三十七年余に及んだ光格天皇が譲位し、その第六皇子恵仁親王が受禪、仁孝天皇となった。これにより、天明七年（一八七八）以来、実に三〇年ぶりに大嘗祭が開催されることとなる。文政元年（一八一八。四月二二日改元）十一月、祭祀は実施された。

本章では、この文政元年大嘗祭において鳥居村に主基齋田選定の打診があった四月初旬から、拔穂の儀が実施される九月後半までの動向を、鳥居村をはじめとする山国七ヶ村住民の心情面に留意しつつ検討していく。なお、本章の内容については、特に注記しない限りすべて「文化十五年 御大嘗会拔穂就御用 御差紙控並御願書之写」（「鳥居等家文書」一―一二三¹⁹）による。

1. 発端

発端は、一通の差紙であった。仁孝天皇受禪から一年あまりが経った文化十五年四月、京都代官所より次のような文書が鳥居村に到来した。

御差紙之覚

一、此度大嘗会御執行ニ付拔穂御用被（闕）仰出候ニ付、其村方ニおゐて元文中ニ相勤候事有之、弥三拾三間四方之田地有之哉吟味仕、当月十三日宗旨改之節可申出候、右之田地有之候ハ、受書左之通（省略・吉岡注）ニ仕差出可もの也、其節差紙相返へすべく候事

村々にとってどのような意義を持ったのかについては、文政九年（一八二六）十二月に増御料村々から朝廷の御蔵方役所へ提出した次の文書から、一定程度推測できる（史料の傍線は筆者による。以下同じ）¹⁶。

乍恐御請書

一、禁裏様江例年年八二御献上物之義ハ是迄其最寄ニ而相頼罷在候処、御太切之御献上物ニ鹿末之義共仕御献上仕候
 一、此度私共御召出し之上右鹿末成ル御献上仕候処蒙り御察当奉恐入候、依而一同申合、来亥正月今近江屋兵助
 方へ御献上物諸式相頼可申筈ニ而同人呼寄応対仕候処、以来鹿末無之様ニ随分入念相頼可申旨申之候ニ付、則同
 人江相頼置候ニ付其最寄惣代より御請書奉差上候、以上（差出略）

従来、天皇・朝廷への年頭・八朔御礼の献上品は各グループがそれぞれ独自に注文していたところ、朝廷より献上品が粗末になっているとの咎めを受けた。そこで増御料の村々で話し合い、今後はどのグループも献上品を近江屋兵助方で購入することに決めたという。

朝廷側が、献上品が粗末になっているなどという指摘をするようになる前提には、彼らが献上された物を過去の献上品や他のグループからの献上品と比較する、という状況が成立していなければならない。その意味で、各グループが購入する店を一緒にしたというのは、朝廷側の咎めに即座に対応したものであると同時に、同じ物を献上することで献上品に対する朝廷側からの批判を回避しようという、増御料各村の巧みな戦略でもあったとも考えられるのである。

以上、山国七ヶ村から朝廷への献上行為について見てきた。七ヶ村からは臨時・定期を問わず様々な形で天皇・朝廷への献上が行われていたわけであるが、それらはこの地域だけが特例的に行っていたものではなく、その多くは他の御料の村々でも行われていたものであった。ここまでに見てきた事例以外にも、たとえば先掲の【表】にある大嘗祭用木進調については（番号1、2、7、18）、天明七年と嘉永元年実施の二つの大嘗祭に関して、禁裏御料（新御料）である綴喜郡宇治田原郷の栢村（天明七年については、同村を含めた山田四ヶ村名義）からやはり木材の進調が行われていたことが史料から確認できる¹⁷。山国七ヶ村は、戊辰戦争時における農兵隊「山国隊」の結成と出兵の歴史が

右者 丹波山国、東西京廻り高割

- 一、貳拾四匁壹分 東京廻り 一、貳拾四匁貳分五厘 西京廻り
- 一、三拾七匁九分貳厘 丹波山国七ヶ村

式口メ

- 一、六拾貳匁七分壹厘 西組 一、六拾六匁五分六厘 同組
- 一、百廿貳匁三分九厘 東組 一、貳拾五匁貳分六厘 同組
- 一、三拾八匁壹分 東京廻り 一、三拾八匁三分八厘 西京廻り
- 一、六拾目 丹波山国七ヶ村名主惣代

右之通ニ御座候、以上

十一月廿五日

近江屋表助

増御料 御役人中様

このように、献上された品々の代金は「東組」「西組」「東京廻り」「西京廻り」「丹波山国七ヶ村」の五つのグループで分割し精算された。「萬事覚書」に記載された別の文書の写から、この五つのグループは「東組」が山城国相楽郡の増御料十四ヶ村、「西組」が同綴喜郡の増御料十ヶ村、「東京廻り」が同愛宕郡の増御料八ヶ村、「西京廻り」が同葛野郡・乙訓郡の増御料十一ヶ村であると比定できる。各グループで負担額が違ふのは、各グループに属する村々の総石高の違いによるものである。なお、東組、西組の負担がそれぞれ二つに分けて計上されている理由については現状では不明とせざるを得ないが、おそらくはグループの中でさらに細かい区分がなされていたのだと思われる。

増御料の村々が共同で献上を行うようになった具体的な経緯や時期は詳らかにしがたいが、その連帯が増御料の

たとえば、文政二、三年の頃のものと思われる疱瘡見舞いの献上（表内番号9）について、「萬事覚書」には次のような文書の写が記されている¹⁵⁾。

御疱瘡ニ付献上物

- 一、上諸白式斗 代五拾四匁
- 一、昆布五連 代拾五匁五分
- 一、立足台式枚 代拾六匁五分
- 一、人足 代五匁五分
- 一、斗樽壹荷 代拾七匁五分
- 一、五嶋鯛五連 代三拾八匁五分
- 一、扇子三本人 式箱台共 代六匁五分

内

- 一、式拾三匁六分四厘 西組
- 一、四拾六匁壹分式厘 東組
- 一、拾四匁 東京廻り
- 一、式拾式匁八厘 丹波山国七ヶ村
- 一、式拾五匁壹分 同組
- 一、九匁五分式厘 同組
- 一、拾四匁三分三厘 西京廻り

- 一、青銅拾五貫文 代百七拾式匁五分
- 右者 上山城廿四ヶ村斗り江高割

- 一、三拾九匁七厘 西組
- 一、七拾七匁式分七厘 東組
- 一、四拾壹匁四分八厘 同組
- 一、拾五匁七分七厘 同組

- 一、青銅七貫五百文 代八拾六匁式分五厘

【表】「萬事覚書」「萬記録書」記載の朝廷吉凶時実施献上一覧

	年	月	事項	分類	備考
1	明和7	9	大嘗祭につき用木調進	A	
2	天明7	9	大嘗祭につき用木調進	A	
3	文化14	3	光格天皇讓位につき献上(禁裏御所)	B	
4		3	光格天皇讓位につき献上(仙洞御所)	B	
5		9	仁孝天皇即位につき献上	B	
6		12	鷹司繫子女御宣下につき献上	b	
7	文政元	9	大嘗祭につき用木調進	A	
8		9	大嘗祭悠紀斎田奉仕	A	
9	文政元~3年頃	11	疱瘡につき献上	C	罹患者不明
10	文政3	5	女御鷹司繫子若宮出産につき献上	C	
11	文政8	8	鷹司禊子入内につき献上	b	鷹司繫子の薨去により後添いで入内
12	文政12	12	女御鷹司禊子姫宮出産につき献上	C	
13	天保11	3	統仁親王立坊につき献上	C	のちの孝明天皇
14	天保15	3	統仁親王元服につき献上	C	
15	弘化3	1	仁孝天皇崩御に伴う人足代支払	B	
16		4	孝明天皇踐祚につき献上	B	
17	弘化4	9	孝明天皇即位につき献上	B	
18	嘉永元	9	大嘗祭につき用木調進	A	
19		12	大嘗祭につき献上	A	
20		12	九条夙子女御宣下につき献上	B	
21	嘉永3	11	女御九条夙子姫宮出産につき献上	C	
22	嘉永7	4	御所類焼につきご機嫌伺いとして献上	D	
23		4	御所類焼につき見舞金上納	D	
24	安政2	11	御還幸につき献上	D	
25	文久元	10	和宮東下につき献上	C	
26		10	和宮東下に荷物持として供奉	C	14名
27	文久2	1	和宮結婚につき献上	C	
28	慶応4	1	明治天皇元服につき献上	B	
29		8	明治天皇即位につき献上	B	
30	明治2	1	一条美子入内につき献上	B	

A = 大嘗祭、B = 皇位交代 (b はそれともなう妃の入内)、C = 皇子女の誕生・通過儀礼・結婚、D = 御所類焼

のものであったであろうから、当然、七ヶ村が献上しなかった時期については、他の地域から献上がなされていたものと想像される。

3. 朝廷吉凶時の献上

七ヶ村は、ここまで見てきた年頭・八朔御礼と新嘗祭への米粟献上、そして前稿で論じた鮎献上¹³以外にも、朝廷の吉凶時に献上を行っていた。

【表】は、「萬事覚書」「萬記録書」の中から、朝廷吉凶時に行われた献上について抜き出し、一覧したものである。合計で三十件の臨時献上があったことがわかるが、これを便宜上、A 大嘗祭、B 皇位継承（bはそれにとまなう妃の入内）、C 皇子女の誕生・通過儀礼・婚礼、D 御所類焼、の四つに分類してみると、A 六件、B 十二件、C 九件、D 三件となる。このうち、A～Cは広い意味での皇位の継承に関わるものであり、その点においてこの三つは同じ性格を有しているといえるであろう。

Cのうち、皇子女の誕生について詳しく見てみると、「萬事覚書」「萬記録書」の両冊がカバーする明和～明治期の皇子女出生件数は計三五件であり¹⁴、その点を考慮すると【表】に見られる三件とは、決して多いとはいえない。上記期間中の天皇の正妻である中宮・女御の出生は計十件であり、【表】に出てくる鷹司繁子の出生は、その期間の中宮・女御の出生としては六件目のものである。この鷹司繁子の出生以降、七ヶ村は中宮・女御の出生三件（鷹司祺子一件、九条夙子二件）のうち、二件について献上を行っている。以上の事をまとめると、皇子女出生への献上は中宮・女御という高位の人物による出生に限り、かつそれは文政年間以降に志向されるものになったといえるだろう。

*

七ヶ村から天皇・朝廷への献上行為について一覧してきたが、ここで注目したいのは、一連の献上の多くは山国七ヶ村だけが行ったものではなく、七ヶ村と同じ安永年間に禁裏御料となった地域（いわゆる増御料）と共同で行われていた、という事実である。

2. 新嘗祭

新嘗祭とは、天皇が御所の宮殿の一つである神嘉殿において歴代天皇の霊を含めた天神地祇に新穀を供え、また自らも食してその収穫を祝う年中行事である。御花園天皇在位中の寛正四年（一四六四）に実施されたのを最後に長らく儀式は中絶していたが、東山天皇在位中の貞享四年（一六八七）に大嘗祭が再興されたのを受けて、翌元禄元年（一六八八）に新嘗御祈として復活、桜町天皇在位中の元文五年（一七四〇）に正式に再興された¹⁰。

この新嘗祭に対し、山国七ヶ村からは米と粟を献上することがあった。「萬事覚書」の記載によれば、献上されたのは次の品々である¹¹。

新嘗会粟米 調扣

- 一、米五升 青米しいなもみヲ撰出
- 一、粟五升 ぬかちりヲ撰ひだし
- 一、紙袋 片折紙ニ而横幅八寸三分 長サ式尺余
- 一、俵 長サ 壹尺三寸 ふの間四寸ツ、四通り あみ幅式尺位
- 一、さん俵 指わたし五尺六寸

右竹馬ニ乗せ指上申也
十月廿五日迄

阪本是丸氏の研究によれば、この七ヶ村からの米粟献上は元禄元年の新嘗御祈の開始より実施され、慶応三年実施の新嘗祭でも確認できるという¹²。一方、「萬事覚書」、ならびにその続編である「萬記録書」には、前者の冒頭部分に右に引用した記載があるものの、年ごとの記録の中で新嘗祭への米粟献上が確認できるのは、嘉永六年（一八五三）、嘉永七年（一八五四）、慶応二年（一八六六）の明治三年の七分に限る。天皇や京都代官などの身分的上位者への献上行為を編年式に記録した両史料の性格上、献上を行ったにもかかわらず記載をしなかったというケースは想定しにくい。七ヶ村による新嘗祭への米粟献上は、元禄期以来年中行事的に行われていたわけではなく、朝廷側から要請があった場合に限り行っていたと見るべきであろう。新嘗祭において米粟は七ヶ村の献上有無にかかわらず必須

一、立足台 式枚 代拾五匁七分 一、持人足 代六匁

但し惣錢除差代封印代共

青銅三貫五百四拾三文

代四拾匁八分

合銀百八拾七匁式分

式ツ割

右之通御座候 以上

(日付・差出・宛名省略)

八朔御献上物入用覚

一、上諸酒^(請旨) 壹斗四升 代五拾式匁 一、御樽 壹荷 代拾九匁五分

一、昆布 三連 代八匁七分 一、五陽鯉 式連 代式拾匁七分

一、立足台 式枚 代拾五匁七分 一、持人足 代六匁

但し惣錢さし代封印代共

一、青銅三貫五百四拾三文

代四拾匁八分

合百八拾九匁七分

右之通二御座候、以上

(日付・差出・宛名省略)

以後、慶応四年(一八六八)に至るまで、毎年の年頭と八朔には右に記したものとほぼ同一の金品(魚の種類は変化あり)が献上され続ける。翌明治二年(一八六九)になると、年頭御礼は例年通り行われたものの、八朔については挨拶のみが許される形となった。この形式は天皇が東京へ移動した翌明治三年(一八七〇)にも踏襲されるが、それ以降については記載がない⁸。鮎献上が行われたのも同年が最後であるので⁹、おそらくは廃止されたのであろう。

「山国七ヶ村」と略記)の住民達が、打診に対しどのように対応したのかを検討していく。ただし、大嘗祭という臨時の祭祀だけに目を向けていては、そこに見られる住民達の対応の意味を正しくとらえることはできない。よって本稿では、齋田選定打診以外の機会に七ヶ村住民が天皇・朝廷とどのような関わり方をしていたのか、という点からまず確認していくこととする。また、嘉永期大嘗祭に関しては、丹波国船井郡並河村(現京都府亀岡市大井町。当時除御料⁴)が鳥居村と同時に齋田選定の打診を受けていた。嘉永期については、山国七ヶ村だけでなく、並河村の対応についてもあわせて議論していきたい。

一、山国七ヶ村と天皇・朝廷

まず、大嘗祭以外の機会における山国七ヶ村と天皇・朝廷との関わりについて整理していこう。ただし、鮎献上については既に論じたことがある⁵ので割愛する。

1. 年頭・八朔御礼

天明年間より作成が開始された「丹波国桑田郡山国禁裏御料七箇村 諸式定書 萬事覚書」⁶(以下、「萬事覚書」と略記)と題された文書によれば、この時期の山国七ヶ村は自村の領主である天皇に対し、一年の年頭と八朔に御礼献上を行うのが慣例となっていた。ただし、この献上がいつから開始されたのかについては不明である。何を献上していたのかについても、文政期以前は現状では不明とせざるを得ないが、文政十一年(一八二八)より献上物が具体的に記載されるようになる⁷。

文政十一年子正月 御献物入用覚

- | | | | | | |
|-------|------|-------|------|----|---------|
| 一、上諸白 | 壹斗四升 | 代五拾式匁 | 一、御樽 | 壹荷 | 代拾九匁五分 |
| 一、昆布 | 三連 | 代八匁七分 | 一、塩鯛 | 三尾 | 代四拾四匁五分 |

同じ天皇就任儀礼である即位礼との違いとしては、前者が代替わりを社会に向けて発信するいわば外向きの儀式であったのに対し、後者は御所内に特設された宮殿の中で天皇が一人で儀式を行うという内向きの儀式¹¹秘儀であったことがよく指摘される。以上のようなこの儀式の特殊性を重視し、大嘗祭を天皇就任儀礼中最重要な儀式であると感じる向きも多い。

しかし、大嘗祭がそのような評価を受けている一方で、同祭祀についての歴史学的研究は、決して豊富であるとはいえない。とりわけ、国郡卜定により畿外に定められた悠紀・主基の両斎田から大嘗祭で用いる米を収穫する儀式である抜穂の儀については、右に述べたように大嘗祭という祭祀を特色づける重大な儀式の一つであるにもかかわらず、近世以降についてはほとんど研究が行われていないのが現状である、といえる。そうした中で、高木博志「大嘗祭斎田抜穂の儀の歴史の変遷」¹²は、近世後期から平成の大嘗祭の中で実施された抜穂の儀の特徴を概括し、そこに携わる人物や実施される儀式の内容が時代状況にあわせて大きく変化していくことを示した、貴重な研究である。ただ、時代ごとの変化をあきらかにすることに重点をおいた研究であったため、個々の抜穂の儀の実態について特に掘り下げた検討が行われているわけではない。

一方、筆者はかつて、丹波国桑田郡山国郷（現京都府京都市右京区京北）を事例に中世～現代の民衆の天皇・朝廷認識の変遷について検討した共著書¹³の中で、文政期と嘉永期の二つの大嘗祭（同時代史料では「大嘗会」と記述されるのが一般的であるが、本稿では史料引用以外はすべて「大嘗祭」と表記する）で主基斎田選定についての打診を受けたこの地域の住民達の対応について、若干の検討を行ったことがある。ただ、紙幅の関係で十全な検討を行うことができず、その実態を充分にあきらかにできなかったとも言いがたい。加えて、その後の調査の中で新たな史料を複数見出し、右の共著書執筆の段階では不明であった事実も多くなってきた。斎田選定打診に対するこの地域の住民達の対応についてまとめ直すことは、決して無意味な作業ではないであろう。

本稿では文政期・嘉永期の二つの大嘗祭抜穂の儀に関して、そのいずれにも主基斎田選定の打診を受けた鳥居村、ならびに同村を含めた山国郷内禁裏御料七ヶ村（鳥居・井戸・塔・小塩・上黒田・黒田宮・下黒田の七ヶ村。以後、

近世後期大嘗祭齋田拔穂の儀と地域社会

— 丹波国桑田郡鳥居村（山国郷内禁裏御料七ヶ村）、船井郡並河村の事例から —

吉 岡 拓

キーワード…大嘗祭齋田拔穂の儀 主基齋田 禁裏御料 鳥居村（丹波国桑田郡山国郷内禁裏御料七ヶ村） 並河村

はじめに

大嘗祭は、即位礼実施の翌年（七月以前に受禪即位がなされた場合はその年）の十一月卯日に大嘗宮の悠紀殿・主基殿にて新穀を皇祖・天神地祇に供え、また新天皇自身も食べ、国家安寧と五穀豊穡を祈る儀式である。天武・持統天皇の時代（六七〇～九〇年代）に成立し、御土御門天皇即位後の文正元年（一四六六）に実施されて以降、二二〇年にわたり中絶するも、東山天皇即位後の貞享四年（一六八七）に再興。後継の中御門天皇の時には実施されなかったものの、その後継の桜町天皇即位後の元文三年（一七三八）に再々興され、以後は今日に至るまで実施され続けている。

大嘗祭で行われる儀式は、毎年実施される新嘗祭のそれと類似している部分も多いものの、①祭祀に用いる稲は国郡卜定の上、畿外の公田から求めなければならないこと、②天皇一人での実施、すなわち親祭でなければならず、代役を立てられない祭祀であること、以上二点において、大嘗祭の祭祀としての独自性は際立っているという¹。また、